

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム
(第1回) 議事録(案)

1. 日時：平成17年3月8日(火) 10:30～12:00

2. 場所：中央合同庁舎四号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

【構成員】阿部博之座長、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、柘植綾夫議員

【招聘専門家】石川 浩氏(持田製薬株式会社知的財産部長)、

石川正俊氏(東京大学副学長・産学連携本部長)

片山英二氏(弁護士・弁理士 阿部・井窪・片山法律事務所)

隅蔵康一氏(政策研究大学院大学助教授)

田島秀二氏(フレジジョン・システム・サイエンス株式会社代表取締役)

戸田裕二氏(株式会社日立技術情報サービス取締役社長・弁理士)

原山優子氏(東北大学教授)

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】中山参事官補佐

【文部科学省】伊藤研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長

【厚生労働省】高山大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】牧元農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

【経済産業省】宮本産業技術環境局大学連携推進課課長補佐

【特許庁】高山総務部技術調査課課長補佐

事務局 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」第1回会合を開催いたします。

本プロジェクトチームは、1月27日の第21回知的財産戦略専門調査会において設置が承認されたものです。今回は第1回になります。

会を進めるに当たりまして、本プロジェクトチームの座長ですが、知的財産戦略専門調査会の会長である阿部議員と相談して、本プロジェクトチームにつきましても、阿部議員に座長を務めていただきたいと思います。と御了承いただいているところでございます。

以下、進行につきましては、阿部座長の方からお願いいたします。よろしく申し上げます。

座長 阿部でございます。よろしく申し上げます。

既に御案内のように、このプロジェクトチームの対象は、いろんなところから問題提起がなされているテーマですので、かなりの激論も予想されるのではないかと考えておりますが、よろしくお願いいたします。

本プロジェクトチームでとりまとめた結果を知的財産戦略専門調査会に報告して、そこでできるだけこのプロジェクトチームの骨子を認めていただければと思いますが、手続としては、そこでの審議ということになります。

それでは、まず、事務局より構成員の紹介をしてください。

事務局（構成員、オブザーバーの紹介）

座長 それでは、資料確認を事務局からお願いします。

事務局（資料の確認）

座長 それでは、本プロジェクトチームの運営規則案について説明を申し上げます。事務局お願いいたします。

事務局（資料4に沿って説明）

座長 ただいまの資料4につきまして、何かございますか。

今後この要領に沿って運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

座長 ありがとうございます。会議は原則として非公開で行うこととなります。それでは、資料4を決定することにいたします。それでは、早速ですが議事に入ります。

先ほど申し上げましたように、研究における特許使用円滑化に関する検討でございます。まず、事務局から進行の仕方について説明をしてください。

事務局 論点につきましては、既に事前に何名かの方から御意見をちょうだいし、あるいは関係府省と意見交換もさせていただいた経過として、資料6に整理しております。主に資料6に沿って御議論いただきたいと考えております。

議論のポイントとしては、まず、ガイドラインをつくる妥当性についての議論をしていただき、ガイドラインをつくるのであれば、その内容についての御議論をいただきたいと思っております。論点整理ペーパーにつきましても、そのような整理をして

おります。

それでは、内容についての説明をさせていただきます。資料6を主にごらんいただきたいと思っております。

(資料6に沿って説明)

座長 事務局案と書いてあるのは、何もないと議論の論点が発散すると困るということを出したわけですが、これに必ずしも拘泥する必要はございません。

今、説明がありましたうち、大きく2つに分けまして、ガイドラインの妥当性についてとガイドラインの内容について、分けて御議論いただければと思います。

最初にガイドラインをつくることの妥当性について御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、御発言をいただきたいと思っております。

なお、この件については、経済産業省の審議会のみならず各省でそれぞれ検討されていますので、オブザーバーが発言をする機会を認めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

招聘専門家 産業構造審議会などの検討の結果を受けて、特許庁の啓蒙活動などがある、大学の研究でもリサーチツールを使う場合には、特許権の効力が及ぶということが大分広く認識されてきたと思います。一方で大学の研究者は、これまでは大学の研究には特許権が及ばないだろうと思っていた方が多かったが、認識が新たになってきたということです。

一方で、産学連携の進展によって、大学が研究成果を特許化してライセンスしていくという活動が盛んになればなるほど、大学が逆に訴えられるというリスクも高まってきました。また、特に欧米のリサーチツールを提供しているベンチャーなどの行動様式としては、現状では大学を訴えるということはほとんどしていませんけれども、やはり何かのときに訴えることができる余地を残しておこうということがあります。研究者が、ツールを研究活動に使ってもいいのですかということも聞いても、余り明確な答えを言わないというような実情があると聞いています。

このような中で、大学の研究者の方の不安感というのが、今すごく高まっていると思っております。

一方で、大学の知的財産本部やTLOの活動の中で、それぞれの研究室がどういうツールを使っていて、それにどういう権利関係があつてということまで調べていることはできませんし、本来そのような機能を大学全体として持つことは難しいと思います。やはりその調査の責任というのは各研究者にあるということになると、より一層研究者の方の不安感というのは高まるでしょう。こうした中で、どうしていくかということが問題です。

いろいろな解決策があるとは思いますが、やはり総合科学技術会議としてこのよ

うなガイドラインを出して、ツールを適切に円滑に流通させていくという方策を一つ示すことによって、実体的にこれからの契約がどう行われるかということに影響を持つことができ、研究者の方々の不安感を少しはやわらげる効果もあると思います。

ですから、この時期にそのようなガイドラインをつくって広く公表するということは非常に適切だと思っております。

座長 ありがとうございます。異なる御意見はございますか。

招聘専門家 かなり似ていると思いますが、使う側にとっても、提供する側にとってもあいまいな世界、そういうときに、ものの考え方、論点整理というのが必要だと思えます。そういう論点整理に一番マッチしているのがガイドラインという手法ではないかと思われま。それが1つ目です。

もう一点は、研究活動の活性化ということは非常に大事な点であって、研究活動といっても多分いろいろなタイプがあって、商品化に直結する場合もあるでしょうし、もっと基本的な基礎研究に近いところもあると思います。

どちらかという、基礎研究に近いところの場合には、一応リサーチツールを使わなければならない場合がかなり多くなっています。

そのときに、例えばリサーチツールを使うということに関して、もろもろの書類をつくらなければいけないとか、最低限の使用料を払うというプロセスが入ってしまうと、自由に研究したいときになかなか研究できないというケースも出てくる。

そういうときに、こういった形でもって円滑にそういうことを進めることができるか。知財本部が、こういうルールでやりましょうと決めることもできるでしょう。そのときに、やはり見本となるようなものの考え方というのがガイドラインで示されれば、かなりスムーズに、いろんな方たちに共有されることができると思います。

そういう視点から行きますと、ガイドラインというのは必要ではないかという意見です。

座長 ガイドラインをつくるという内容の議論に入ってもよろしければ、そうさせていただきますが、いかがでしょうか。

それでは、ガイドラインをつくることは、具体的には非常に難しい点がたくさんありますが、つくるということで、内容の御審議をいただきたいと思えます。

そうすると、資料6をもう一回ご覧いただきたいと思えます。4ページに事務局案ということで、当面の対策として「国費を原資として得られた大学等の研究成果に関する国と大学との契約ガイドラインの策定を行う。引き続き、大学や公的機関における知的財産の創造が推進されるように特許法の見直しも含め検討していく」

とありますが、後半の特許法の見直しについては、先生方の御意見がそういう方向に動いたときには、こちらに進めさせていただきますが、当面ガイドラインということで御議論を賜りたいと思います。

事務局の案としては、「国費を原資とした」ということが4ページにございます。

それから、5ページには「(1)国費原資への限定の是非」というのがございますが、事務局案としては、とりあえず国費を原資として得られたところからスタートしていけば、ほかにそうではない研究費に対しても波及効果があるだろうということと私は理解をしております。

6ページ、ガイドラインの対象となる研究分野をどうしたらいいか。ライフサイエンスは特別だという話はしょっちゅう聞きますが、ライフサイエンスだけではなくて、特定の分野には限定しないで全体に広げる方がいいのではないかとというのが事務局の案です。

7ページは、対象とする研究機関ということで、大学・公的機関に限定すべきか、あるいは民間も対象とすべきかどうかということです。

その辺から御議論をいただければいいのではないかと思います。どの点からでも結構ですので、御発言をいただければありがたいと思います。

招聘専門家 考え方の整理ですが、開発したりサーチツールが外部で使われる場合と、外部で開発されたりサーチツールを大学内で使う場合の2つの方向性があります。

この書きぶりを見ますと、両方を一緒に併せて議論しているように思います。その2つは少し性質が違うものではないかという気がいたします。その区別が私の頭の中の整理がついていないので、もう少し考える時間をいただきたい。2つの場合とも両方同じ文章で、同じ方向性であるのかどうかはちょっと御議論いただきたいというのが1つ。

また、国費というものの定義の問題で、どこまでを「国費を原資とする」場合かということに関しては、大きな議論があるのではないかと。ここをどこまでカバーするかによって、前半の話も大分違ってくるような気がします。かなり限定的にやる場合と、かなり大きくする場合と大分違うのではないかと。

ちょっと時間をいただかないと、頭の整理がつかないということです。

座長 今おっしゃったようなことは当然あるかと思いますが、事務局はその辺で案をつくるときに何かありましたか。

事務局 最初の権利を持っている側からの視点と、使う側の視点と両方入っているというのは、研究者は両方の立場になり得るので、そういうのを包括して整理を

させていただきたいと思って、わかりやすく整理したつもりだったのですが、まだ十分詰め切れていない部分があるかと思えます。一応両方考えているということでございます。

国費の範囲については、非常に難しいところですので、当面は一番広いものを対象とするということを想定して作成しておりますが、大分そぎ落とされる可能性もあると思えます。

座長 今回の問題提起のところについて何か御意見はございますか。

招聘専門家 基本的には、ここでのメインの論点の1つは、やはり大学や公的研究機関の中でリサーチツールを用いるときの問題をどう整理していくかということだと思えます。

一方で、もう一つ学内のリサーチツールを外部に出すというときにも、例えば大学でできたりサーチツールであれば、非独占的にライセンスするとか、無償で提供するとか、あるいはジャーナルの中のパブリケーションのときのルールとして、マテリアルを使いたいという希望があったら無償でマテリアルトランスファーをするとか、そういうことが規定されている場合もあります。原則として、研究での使用、あるいは学術機関の使用については、高額なロイヤリティを請求するような例というのは、この研究コミュニティのルールとしては存在しないと思えます。

一方で、問題となる可能性があるというのは、リサーチツールを出す側が大学であっても、リサーチツールに更にリサーチツールが使われているような場合です。すなわち、でき上がったリサーチツールを提供するということが、だれかの権利を侵害している可能性がある場合です。

例えば、マテリアルトランスファーの例を挙げますと、たとえば論文で書かれているベクターなどをつくるときに、研究者の方は時間をかければ同じものはできるのかもしれませんが、その時間を効率化するために、それを持っている人から提供を受けるといった慣行があります。そのときに自分でつくるのであれば、どこかのキットを買ってきてつくらなければいけないところを、そこから提供を受けてしまうと、そのキットを売っている主体が利益を得る可能性をそれだけ低下させてしまいますし、権利侵害になる可能性もあります。大学が出すリサーチツールに別の人のリサーチツールが使われている場合に問題になる可能性があるということで、そういう意味で主としては、リサーチツールを大学の中で使用するときのルールの話ですが、リサーチツールを大学から外に出す側の話も同時に議論していかないといけないと思えます。

座長 今回の件はいかがでしょう。

招聘専門家 産業界の立場から若干意見を申し上げたいと思います。産学連携などするときと思うのですが、大学において使える特許・リサーチツールと、企業において使えるものが一致しているのか、という素朴な疑問を持っております。

今のリサーチツールの問題で申し上げますと、リサーチツールというのは国費で作られたものに限ったものではありません。世の中に流通しているリサーチツールというのは、民間がつくったものや、欧米で開発されたものが非常に多いです。

結局大学で使うものと、大学で開発・創生したものの関係についてですが、大学で使うものについて、国費で開発した研究成果のリサーチツールというのは、非常にわずかではないかと思えます。

当然民間企業もイノベーションのためには研究開発の一翼を担うということでも十分に貢献していると思えますが、ライフサイエンス分野におきましては、研究開発においてリサーチツールの使用に関し困っているということが、これまでも何度か議論されているところかと思えます。

このガイドラインの対象に関しまして、一定の強制力を持たせることができるのは国費に派生するものに限定されるでしょうが、意見の中にもありましたように、国費であれば、資金を供給するときに、こういう使い方、あるいはその成果についての取り扱いを規定することが可能ですので、ガイドラインなどなくても一定の拘束力ができるわけです。

国費に派生するもの以外の部分について、円滑な流通のためのガイドラインが必要なのではないかと思います。

せっかく総合科学技術会議がつくるわけですから、リサーチコミュニティ、いわゆる研究コミュニティに関して広く適用されるガイドラインというのを私は望みたいと思っております。

座長 ちょっと整理しますと、今の御意見は、国費に限らず民間をも含めた一般的なガイドラインをつくるべきであると。

ただし、国費の場合には、それなりの限定があってもいいのではないかとということですね。

招聘専門家 やはり、これは先ほど申し上げたように、どういう対処の仕方がいいかというガイドラインでやって、それはだれを対象とするかということ、やはり研究コミュニティだと思いますが、雲の上に何かものを描くだけではなく、実効性を伴うのであれば、ある種の条件付けをしなければいけない。条件付けをできる範囲はどこにあるかということ、国費を原資としたものにしかないというのが現状です。

モデルケース的に国費という形でもって進めておいて、しかし、こういうスタンスが必要であるということを提示するようなものにしていくというのが1つだと

思います。

それから、初めからこの対象は大学であるとか、公的な研究機関であると絞ってしまうと、今と逆の効果になってしまうと思います。

民間の企業においても、大学との共同研究において、国費を使いながら基礎的なこともやる場合が結構あるわけです。その辺のところもカバーしなくてはいけないというのが、私の意見です。

ですので、初めから機関を絞ってしまうのではなくて、どの目的でもって研究しているかということが、まず対象としてディスカッションされなければいけないと思っております。

招聘専門家 最終的にはおっしゃったところまで行くべきだろうと思いますが、どういう議論をどういう順番でやっていけば効率的にそこまでたどり着けるかというのがよくわからないのです。

例えば、抗体なら抗体という特許あるいは技術があって、その抗体の働きを押さえるために、こういう化学物質、低分子化合物を見つけたいと思ったとします。そのためには、この抗体を使いたいという場合を想定してみますと、まさにそのような点について各私企業は開発競争をやっているわけですね。

ここで初めからすべてのリサーチツールというふうにやってしまいますと、まず出くわす問題は、見出したものについて、何らかの条件あるいは無償でライセンス、となった場合に、一体どうするかという問題に、まず行き当たると思います。

そのときに、もともと国がお金を出したりリサーチツール、例えば抗体なら抗体の場合のこれに対する成果物についての取り扱いと、民間企業の場合の成果物に対する取り扱いというのは、直観的に相当違ってくるといった感じがします。そうなりますと、間口を全部ということで議論をしていくと、最初から非常に難しい場面に遭遇するのではないかなという感じがしたわけです。

したがって、最終的にはそういう問題まで検討しなければいけないのですが、議論の順番としては、むしろ国がお金を出したものについては、こういうのがいいのではないかということの一つ筋を付けて、その後、そうでない場合はどう考えていくのかを議論した方が、あるいは効率的なのかなという感じがします。

座長 最終目標は、今、御発言いただいたお二人の方と変わらないのですが、やはり議論の順番として、国費からやっていく方がいいと、そういう御意見だと思いました。

招聘専門家 基本的には、今の意見に非常に賛成で、国費原資で、やはり事務局案で書いていますように、ライセンサーの側に立ってまず検討すべきではないかと

思います。

勿論、それを国費を原資とする研究で使う場合というのは出てくるでしょうし、国費ではない研究で使う場合も出てくるでしょうし、その次の段階として、今度はそれ以外で生まれた研究成果の発明の取り扱いを議論していくというのが、やはり筋ではないかと思います。

招聘専門家 私は、バイオ関連のツールを販売して売っているだけなので、ちょっと次元が違うのですが、特許の問題は立ち向かわざるを得ないところがありまして、実際にビジネスでいろんなことをやっていくとなると大変です。このガイドラインの落としどころによると、そういうものにやたらと火を付けることになると思います。

例えば、大学なり、国費であろうと、何であろうと、あるいは何か対価を方程式で算出してどうのこうのということになると、要するになるほどなということに民間企業からいうとなります。

うちは、バイオ関係の式は全然ないですが、そういうことが日本国内で取り決められて何かが形になると、まさに日本のバイオ関連というのは、リサーチツール装置にしても何にしてもバイオ情報にしても、ほとんど海外のものですから、落としどころによると、あるフォーカスが逆に絞られてなかなか收拾がつかない問題に発展する可能性があるのかなと思います。

我々も自分たちの特許の中で、一生懸命あることを保全しようとしてやっていますが、リアルないろいろな特許情報というもののやりとりはありますが、実際の大枠が全然分かっていないです。

ですから、大学の先生方とのやりとりの中でも御自分たちの技術がどういうところに立脚しているというか、どういう分野のマップの中にいるのかということがお分かりになっていないと思います。

ですから、やはり全体をもう少し把握してお互いに勉強しないと、実際にやっている先生方にガイドラインがすっと通るようにつくるのは案外難しいのではないかという感触を持っています。

座長 おっしゃるように、今、大変難しいことをやらなければいけないということになっていきますので、それが最終的に日本の研究開発なり、ビジネスの足を引っ張るようなことにしては意味がありませんので、そこは十分、今、落としどころというお話がありましたが、議論の過程でいろいろ知恵を出していただく必要があると思います。

招聘専門家 議論の順番について、御意見がありましたとおり、私も、まず国費

の成果に基づく研究成果の取り扱いから順番に議論をすべきだと思っております。

それから、最終的な射程についてですが、リサーチツールで十分商品価値の高いものの流通までこのガイドラインの射程に入れるべきではないと思っています。

特許のライセンスという形で使わせてもらう場合には、アカデミア向けの基礎研究用ライセンスと、商業化のライセンスというのは区別されてもいいのではないかと考えている次第でございます。

招聘専門家 最終目標と、それからスタートポイントはだいぶ収束してきたかなという気はしますが、途中段階にちょっと不安があります。

1つには、やはり学問の自由なり、研究の自由なりを確保するために自由なりリサーチツールの利用ということを目指していますが、途中の段階で、ガイドラインを出したときに、国費を原資とするもので生まれたものを広く使っていただくということと、国費で生まれたものを使う分のガイドラインはできます。しかし国費ではないものでつくられたものを国費の研究でやることに関しては、大学側のガイドラインができたとしても、出す側に対してこのガイドラインはお願いする形になりますね。

そうしますと、その段階では、外部からのものに関しては、何らかの対応を我々はせざるを得なくなって、こちらから出るものに関しては広くお使いくださいということになります。この状態をどう乗り切るかというのが、私の頭の中では大変辛い感じがいたします。それを通り過ぎてコミュニティー全体に一般的なガイドラインが成立すれば、そこは非常に平和な世界がやってくるのですが、そこまでをどう乗り切ることがなかなか難しいかと思えます。

大学の中の研究者の不安は、このリサーチツールを使っていいのかということに関して、対象が国費で出たものであれば、このガイドラインに守られて平和な中で使えると思うのですが、相手が国費でなかった場合には、トランジットな時代をどうにかして乗り切らなければいけない。そこに対する不安感があります。

招聘専門家 構造的にはガイドラインというものでやる以上は致し方のないところで、1つ思いつく方法としては相互主義にして、あなたが使いたいのだったら自分の方のものも出ささいというやり方が考えられます。ただしそれを強制しようということになると、やはり立法化せざるを得ないということになるのではないかと思います。

したがって、立法化というところまでは、なかなか難しいということであろうと思います。

そうであるとすれば、ガイドラインでと言う以上は、今のところは我慢をしなければいけない。ただし、このガイドラインを出した後、ある1つのベクトルを広め

ていくというような啓蒙活動をして、相互主義がいいかどうかよくわかりませんが、そういうことも含めて実施についての次の段階の話になるのではないかと、そういう感じがいたします。

招聘専門家 相互主義というのが原則としては非常にリーズナブルなものであると思いますが、それに加えて、やはり今一番リサーチツールの問題、研究における特許の使用の問題として顕在化しているのは、欧米を中心にリサーチツールをつくることに特化したベンチャーがつくって提供しているリサーチツールのライセンスを受けるときに、例えばリーチスルー契約を結ばなければいけなかったり、レポートの義務があったりといったことです。

そういった企業が特許化したツールを使って得られた研究成果は、発展の仕方によっては、いつどの段階で訴えられるかわからないということになります。先ほど申した不安感が根強く存在します。リサーチツールをつくることに特化して提供している企業との関係、そこには相互主義というのは成り立たない可能性が高いわけですから、そういうところをどうするかということが問題で、そこはそんなに簡単な解決策はないと思います。ですから、この会議でやるべきことは、まず国が資金を出して開発されたツールのライセンスガイドラインをつくるとで、次にそしてそれを研究コミュニティに広げていくべきだと思います。

この研究コミュニティというのは何かということ考えた場合、勿論大学だけでなく、企業の研究も含まれます。ライフサイエンスの学会では研究ツールをつくっている企業のブースがあって、いろいろ製品とか、キットなどを紹介しているわけで、やはりツールを提供して使ってほしいというのが企業側にもあるわけですから、そういったところも含めて研究コミュニティだと思います。

ですから研究コミュニティを、広くそういうリサーチツールをつくることに特化している欧米の企業まで含めるとして、まずは日本で国費原資の場合のガイドラインをつくって、それをアナウンスしていくことによって、そういった欧米のリサーチツール企業であっても、そこに入ってWin-Winの関係でビジネスをしていくためには、一定のルールに従わないといけないというような空気づくりをしていきます。ここに強制力はないわけですが、そこに至るための第一歩としてこれがあるというような位置づけでとらえるとよろしいのではないかと思います。

座長 今、御議論いただいているように、国費に限定したとしても、あるいは大学とか、公的研究機関に限定したとしても、リサーチツールとして当然民間なり海外の企業なりとの接触は避けられないわけですから、そこは触らないで除いて行うということは、多分ほとんど意味のないことになると思います。

しかしながら、非常に難しい課題でもありますので、そこに知恵を出していかな

ければいけないということだろうと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

やはり民間企業まで広げるにしても、スタートとして国費に限って議論をすべきだというのが大方の御意見ですが、同時に、やはり大学・公的機関に限定するところからスタートするということはいかがでしょうか。そういう趣旨になると思いますが、もし、そういうことでよろしければ、そこからスタートさせていただく。どうせ何回も戻る必要があると思いますので、それで知恵を出していただくということにしたいと思います。オブザーバーの方、今のような方向について何か御意見はありますか。

内閣官房知的財産戦略推進事務局 今の座長のまとめで、私の理解したところでは、国費を原資としたものをスタートとするということと、7ページになるかと思いますが、国費を原資とした場合に、その国費が大学・公的機関に流れる場合と民間企業に流れていく場合がある。その2つの限定のハードルがあったと思います。

最初は国費を原資とするかどうかと。国費を原資としたもので、更にそれが大学・公的機関に流れるものだけに限定するのかということで、事務局案では、今日の議論では特にそこは限定しないとなっていたのですが。

座長 そうじゃなくて、議論のスタートとして大学・公的機関に限定するという事です。国費に限定するという事で民間に国費が行っている場合もありますので、それから最終的には民間のことも御議論いただいて、全体としてできればガイドラインの精神は民間も含めた方がいいのではないかとというのが、多分今までの御意見ではないかと思います。

文部科学省 国費原資というのが1つのスタート点であるのは間違いありませんが、過度にライセンサーを大学ないし公的研究機関に限定してしまうと非常に狭くなって、かえって大学の方だけの縛りがどんどんきつくなっていくような感じもある。

国費原資というところをスタート点にしながら、ライセンサーの部分については、国費原資を受ける部分というのは企業であっても相当基礎的な研究で、製品間近の研究というのは極めて例外的ではないかと思います。スタート地点であれば、勿論問題はないのですが、ライセンサーのところは余り限定しない方がいいのではないかとというのが、私の意見でございます。

経済産業省 もともとの話の出発点が、大学における研究者の自由に研究ができなくなるのではないかと不安を取り除くということで出発をするのであれば、

しかもバイオの分野で議論をするということであれば、通常バイオの分野では、ほとんどのリサーチツールのような特許は海外の企業が開発したもの、あるいはNIHのお金が入って開発したものもあるかもしれませんが、そういうものに対してどう身を守るかということが専らの議論であるべきであると思います。

そのときにスタートとして国費原資から始めるのはいいのですが、日本の公的機関で開発したものについて権利主張してはならないという議論が行われ、それで最後に民間に広げるという話になると想定されます。民間に広げるとなった瞬間に、民間にはどちらにしる強制的な効力が及ぶことはできないからガイドラインを作っても仕方がないという話になり、結局、自分たちの主張だけはしないけれども、ほかの国から主張されるときに身を守るすべに関して、結局このガイドラインは何も影響力を及ぼすことができないということになるのであれば、国費原資に限定して議論することにほとんど意味がないということになると思います。つまり、ガイドラインが出来たとしても研究者の不安を取り除くということについては、ほとんど何の効力も持たないガイドラインになってしまうだろうというおそれがある。

リサーチツールは国費原資であろうが、何であろうが、海外の企業であろうが、開発したリサーチツールに関して、大学の研究者だけではなくて、企業の研究者で基礎的な研究をされる方も含めた日本の研究者、そういう方々が研究をする上で、何か不当に特許権に基づいて研究の活動を妨げられることがないようにという観点から議論していかないと本当に得たいもののマイナス100%のようなものが得られてしまい逆効果となってしまうのではないかとこのところを危惧しています。

農林水産省 私ども農林水産分野におきましても、とりわけ遺伝子組換え技術などの先端技術を用いて研究をやっているような研究機関について、やはり研究者の不安が非常に高まっているという現状ですので、議論のように、ガイドラインの設定に向けて検討を始められたということは非常に意義が大きいことだと思っております。

その中で、どういったところを射程にするのかということで議論があったところですが、スタート台は国費原資ということかもしれませんが、最終的な射程としては、研究コミュニティ全体に一定のベクトルを示そうというのが先生方の御議論かと思っておりますので、そのような方向については極めて妥当なものと思存します。

厚生労働省 片方で非常に範囲を制限すると、片方で不自由になるところがあるので、取りかかりはよろしいかと思いますが、中身は相当仕分けして考えていかないと、表裏で、こちらはよくなると一方が苦しくなるケースも頭に浮かんで、ちょっと混乱しているところです。いろいろ御議論に参画していきたいと思っておりますので、

御指導の方お願いしたいと思います。

座長 今、各省からいろいろ発言がありましたが、当然のことですが、研究者の不安を取り除くだけではなくて、研究の自由をどうやって確保していくかという原点の姿勢が大切なのは当然ですので、そこはみんな共通理解を持っていると思いますが、ときどき振り返ってみるのもいいかもしれません。

もう一回申し上げますと、国費を原資とするものから御議論をいただきまして、大学の研究機関のみならず、民間企業でも国費を原資とするものについては対象に加えるべきだと思います。研究の自由、その他たくさん不安をお持ちの方の声は、大学・公的機関から大きく聞こえてくるということもあります。とりあえずその辺に焦点を当てて議論をしていただきながら、当然のことですが、民間で国費を原資とするものについても御議論いただく。

更には、民間の研究開発についても、その精神が及ぶようなガイドラインにまでもっていきたいということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

座長 それでは、そういうことで御議論を進めていきたいと思いますが、どなたでも結構でございますので、御発言をいただければと思います。

例えば、一つの議論の切り口としては「(2)国費の契約形態」というのが9ページにあります。国費を原資とする場合に、どういうものを加えるべきか、加えるべきではないかというようなこと。

10ページには「(1)ライセンス条件のための基準」というのが書かれています。

11ページには、更に踏み込んだライセンスの条件、その他について書いてありますが、この事務局案はなく、更に検討すると書いてあるだけですが、その辺も含めて御議論を賜われればと思います。

招聘専門家 細部の点に入る前に、1つだけ大枠で言い残したことがありますので、発表させていただきます。

今、日本の中でのガイドラインということで検討することになっていますが、日本の一人よがりでは困る問題なので、諸外国、NIHの事例やOECDの話もありますが、ほかの国でもこの問題を取り上げて議論がスタートしているので、その辺との関連性を踏まえた上でのガイドラインにしなければいけないと思っております。

座長 それは全くおっしゃるとおりで、そういうことについての併せて勉強もさせていただきながら進めないといけないと思います。それから T R I P S の場で説明をしなければいけないという問題も出てくるだろうと思います。当然のことですが、知的財産戦略というのは、その本質は海外であって、鎖国をしていればこんなものは要らないのではないかとということをとときどき申し上げておりますが、おっしゃるとおりだと思います。

事務局、最初に海外の状況について少し復習をしたいと思いますですが、今できますか。

事務局 資料 5、4 ページ目のところに N I H の取り組みを書いています。

アメリカにおいては、試験・研究の明文規定がなく、判例によって判断を積み上げていくというような状況になっておりまして、アメリカでの運用につきましては、実は日本よりも厳しい、試験・研究の例外というのはほとんど認めていないという状況です。

その中でどうするかということで、N I H がリサーチツールのガイドラインという形でそれをつくって、N I H の影響力の大きさを前提にガイドラインをつくって、それを皆さんに広めているという状況です。

もう一つは、O E C D の議論がありますが、O E C D の議論につきましては招聘専門家の方が詳しいので、そちらから御説明いただいた方がよろしいと思います。

招聘専門家 O E C D のガイドラインをつくる会合に、ここ 2 年間ぐらい出席しておりました。O E C D のガイドラインの方は、この資料の中にもありますように遺伝子発明に特化しているものであって、分野が限定されているというところが、この会議でつくろうとしているガイドラインとは異なる点であります。

O E C D の問題意識のそもそもの発端というのは、欧米、特にカナダ等で遺伝子特許に基づいて遺伝子診断がやりにくくなっているということから、特許権がヘルスケアを阻害することがあるのではないかとということで、そういった遺伝子発明のライセンスガイドラインをどうつくっていくということが発端だったのですが、議論の過程で、遺伝子診断だけではなくて、研究ツールの使用ということについても射程を広げてガイドラインをつくっていかうということになりました。

そのプリンシプルは、研究開発、特にヘルスケアの増進に貢献する研究開発を促進するために、研究ツールを使用しやすくするということです。

一方で、権利を持っている人の利益が確保されるようにするということも考慮する必要があり、これら両方のバランスが必要であるという原則に沿って、ガイドラインが書かれています。

資料としては参考 3 でございます。

繰り返しになりますが、研究ツールの円滑な使用と権利を持っている人への利益の還元と、その両者のバランスを取っていくというのが原則でございます。

この会議でガイドラインをつくっていくに当たりまして、その原則というのは変わることはないと理解しております。

招聘専門家 ちょっと確認をしておきたいのが、6ページの「(2)ガイドラインの対象とする研究開発の分野」で、その議論を、まだちゃんとしていないような気がします。

私は、個人的には、やはりライフサイエンスの分野を対象にした方がいいのではないかと思います。

例えば、それ以外のソフトウェアとか、技術標準の問題までここで全部議論を始めると、多分収拾がつかなくなってしまいますし、NIHにしてもOECDにしても、やはりある程度対象を絞ってガイドラインを策定していると思われるので、そういう方向性が望ましいのではないかと思います。

座長 そこは確かに、今、初めて御意見が出て、議論をさせていただいておりますでした。

事務局案としては「研究開発分野を限定せず」となっておりますが、今のお話は、ライフサイエンスの分野に限定した方がいいのではないかという御意見でしたけれども、ほかの方は、いかがでしょうか。

内閣官房知的財産戦略事務局 単純な議論の材料として、御認識いただきたい点だけを申し上げますと、もともと、アメリカで大学が訴えられるというデューク大学の事件というものがございました。それで、いわゆる大学に特許権行使、あるいは特許侵害で責任が問われました。勿論、日本と違ってアメリカには規定がないという状況でした。そこで起こったデューク大学事件はバイオではなくて、フリーエレクトロレーザーとかいう光学系の機械でありました。

日米で違いますから単純なことは言えませんが、同じような事件が日本で起きたということを考えた場合に、現行の69条を適用した場合は、これは単なる実験装置の使用として69条の適用を受けない可能性というのがあり得る。最終的には個別の事件ですから、仮定の議論ですが、そういう可能性はございます。

リサーチツールという言葉自身は、特にバイオで言われていますし、あるいは実際の紛争として、あるいは懸念として出てくるのはバイオ分野であることは事実だと思います。ただし、それ以外のところに問題が生じ、確かに余り生じていないという現実はあるかと、生じないのかどうかといったときには、それはちょっとよくわからないというのが正直なところではないかと思います。

ただ、そこから先の議論は当然あると思います。まだ、ポテンシャルにすぎないものを取り込むのがいいのか、要するに問題がある程度顕在化したから対処するのか、それはまさにプライオリティーなり議論の順番の問題ではないかと思います。

招聘専門家 今の海外の事例というのは、NIHはNational Institute of Healthで議論をしてガイドラインができた。OECDもWorking Party of Biotechnologyで議論して遺伝子特許のライセンスガイドラインができた。どちらも生命科学の関係の組織での議論だったので、分野が限定されています。

特に、先ほど申し上げましたように、遺伝子診断の進展ということへの懸念が最初にあって、そこからガイドラインができてきたということがあります。一方で、総合科学技術会議での議論、そしてガイドラインをつくっていくということを考えてみた場合に、勿論、ライフサイエンスのいろいろな事例が多くの場合念頭に置かれるというのは確かではあると思いますが、デューク大学の事件というような事例もあるわけですし、総合的に分野を限定せずに、特許使用を円滑化していくための方策を発信していくというのが、総合科学技術会議としてのスタンスとしてはよいのではないかと思います。

勿論、その検討の過程で、思いもよらない分野に適用されたときに、何かサイドエフェクトのようなものが出ないかというようなことは十分注意して議論すべきだとは思いますが、私の個人的な意見としては、総合科学技術会議での議論を行う場合には、特に分野を限定する必要はないと考えております。

座長 事務局案と今の2人の発言に関して、事務局どうですか。

事務局 事務局案としては、分野限定をしない方がいいです。先ほどのスタートアップの対象を絞り込んだ形での議論というときに、国費原資と、それから大学・公的研究機関とのライセンサーとしては絞っています。

その中で、要するに最初のスタートアップのフォーカスをそこまで絞り込んでやるというのであれば、貴重な御意見かと思っておりますが、仕上がりのイメージとしては、余り絞り込みたくないと考えております。

座長 範囲をやみくもに何でもかんでもということがいいかどうかというのは、私も気になるところですが、今の事務局も含めての意見は、一応対象とする研究開発分野は限定しない方がいいのではないかと思います。他の先生方はいかがでしょうか。

招聘専門家 私の意見は分野を限定すべきでないという意見です。技術標準の問

題というのは、確かに特許流通問題でもありますが、この議論をしていくと非常に複雑な問題があります。私は、技術標準の問題は本質的には商業化ライセンスの話であって、本プロジェクト検討チームの検討射程から外れる部分が本質になってくるのではないかという気がしています。基礎研究の研究成果の一部が技術標準になっていくのですが、一番問題になっているのは、技術標準の場合には商業化の段階であると認識しております。したがって、(ガイドラインの)射程を限定すれば、(適用)分野は限定しなくてよくなるのではないかと思っている次第です。

それから、デューク大学事件のような問題を回避するためにも、このガイドラインは原則としては分野を限定せずに、アカデミアを中心に研究コミュニティの間で普及されるべきものだと思っています。

招聘専門家 2つ~3つ程、典型的にどんな技術があり得るという例示をしていただくとうわかりやすいと思います。

1つは、バイオの分野の例示をしていただく。もう一つは、先ほどの電子顕微鏡のようなもので、方法特許のようなクレームが書いてあって、何らかの微細なものを見る方法というのがあったときに、それをリサーチツールとして大学の研究機関で使うというようなこと、デュークの例が適当なのかどうかよくわかりませんが、ちょっと違う分野の例を教えていただけたら、今後議論するのに具体性が出るかと思えます。

招聘専門家 私も分野を限定しないという意見ですが、1つは、アメリカの場合 NIH というのは、もともとライフサイエンスにフォーカスした機関であって、OECD の場合は何が発端になったか、診断書という問題意識があってできたものなので、必然的に分野にフォーカスされる。

また、アメリカにおける、いわゆる科学技術政策の立て方に関して、日本の科学技術計画のような主となるものがあるわけではない。何を申し上げたいかというと、やはり今のガイドラインというのは、訴訟が既に起きたので、それに対応するというのではなくて、ある種の予防的な措置として考えていると思われるのです。その場合には、割と幅広くかけておかないと、何らかの検査が出たときに、またそれに対するガイドラインを使わなければいけないということです。

座長 多くの方が研究開発分野を限定しない方がいいということでした。これはバイオの分野、ライフサイエンスの分野と言ってもいいかもしれませんが、アメリカでもヨーロッパでも非常に熱心に議論されているし、また、問題もたくさんあるところで、そこを我々は主として対象にしていかなければいけないだろうと思えます。ただし今のデューク大学の話もあり、招聘専門家の方の御提案もありますので、

事務局に幾つかの例をこの次に出していただいて、それに基づいて議論するという
ことで今後進めさせていただくということでしょうか。

座長 今日は大分いろいろと御議論をいただいて、議論の進め方について、ある
いは対象について、かなり共通の理解が得られたと思います。それについて事務局
から、この次までにもう一回整理をしてもらい、かつ、具体的な例を若干提示して
いただき、ガイドラインの議論につなげていきたいということにさせていただき
たいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

座長 それでは、今後の予定について事務局から説明してください。

事務局 次回は、3月30日水曜日、16時から18時を予定しております。事
務局から別途御案内させていただきます。

それから、先ほどの典型的な事例の件ですが、実際の案件があるかどうかわかり
ませんので、ある程度仮想のものでさせていただくことになろうかと思いますが、
御了承いただければと思っております。

座長 また、場合によっては招聘専門家の先生に少しお手伝いしていただいたら
いいかもしれませぬ。

閉会に先立ちまして、本日の会議資料につきましては、公開という取り扱いにさ
せていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

座長 ありがとうございました。本日は、大変難しい御議論を建設的にお進めい
ただきましてありがとうございました。多分、この次はもっと難しくなるかもしれ
ませんが、先生方の御議論を期待して、本日は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。